

令和8年度 ICT ビジネス高度化支援事業 企画提案仕様書

1 委託業務名

令和8年度 ICT ビジネス高度化支援事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の目的

本委託業務は、県が実施する「ICTビジネス高度化支援事業補助金」の効果的な実施に向けて、製品・サービス・技術の高度化や新たなビジネスモデルへの転換に取り組む県内IT事業者の掘り起こしや、補助事業の応募者の募集から採択案件の選考等を行うとともに、補助事業者に対する指導、助言、事業の進捗管理等の各種サポート業務を行うものである。

4 委託業務の内容

補助事業者等への支援に関し、次の(1)から(3)の業務を実施すること。
なお、支援活動にあたっては、オンライン等の活用も検討すること。

【補助事業の概要（案）】

※ 現時点の（案）であり、変更となる場合がある。

○ ビジネス構築ステージ

① 対象事業者

県内に本社若しくは登記された支店を有する設立1年以上の情報通信関連企業又は県内に本社若しくは登記された支店を有する設立1年以上の情報通信関連企業が半数以上参加しているコンソーシアムであること。

② 対象事業

IT企業のビジネスプランを磨き上げ、収益性を見込めるビジネスモデルを構築するため、技術的課題の解決やテストマーケティング、プロトタイプの開発、資金調達やマネタイズ（収益構造）の検討、パートナー企業の検討など、ビジネスの実現性、発展性を高める取組。

③ 補助目標件数 10件以上

○ 技術高度化ステージ

① 対象事業者

県内に本社若しくは登記された支店を有する設立3年以上の情報通信関連企業又は県内に本社若しくは登記された支店を有する設立3年以上の情報通信関連企業が半数以上参加しているコンソーシアムであ

ること。

② 対象事業

I T企業が提供する製品やサービス、独自のシステムに関する技術的課題の解決に向け、A I等先端的技術の導入や、既存技術に新たな機能を組み込み、技術の高度化や差別化を図るための開発。

③ 補助目標件数 10件以上

(1) 補助事業者等の募集・発掘

- ① 受託者は、県が実施する「ICTビジネス高度化支援事業補助金」の効果的な実施に向けて、製品・サービス・技術の高度化や新たなビジネスモデルへの転換に取り組む県内IT事業者を中心に事業の告知、公募説明会、企業訪問等を行い、補助事業者の発掘に努めること。
- ② 受託者は、事業目的、事業内容が明確に伝わるよう、沖縄県と協議の上、補助事業者を募集するための企画提案応募要領及び仕様書を作成し、公募すること。
- ③ 受託者は、本事業補助金への応募予定者に対し、事前相談等を実施し、事業計画のブラッシュアップについて支援を行うこと。
- ④ 本事業補助金への申請事業者に、事業の内容、事業の実施方法、事業の実施行程、事業工程、事業の効果及び事業に要する経費等を記載した事業計画等を提出させること。

(2) 企画提案等審査委員会の運営等

- ① 受託者は、補助事業者の選定に当たって開催する、企画提案等審査委員会の設置運営、書類作成等に関する事務を実施すること。
- ② 企画提案等審査委員会の構成員については、県と協議の上、選定すること。
- ③ 企画提案等審査委員会は、事業者からの応募状況に応じて臨機に開催できるよう県と連携を図ること。

(3) 補助事業者のハンズオン支援等

県が別に定める補助金交付要綱のほか、関係法令等に従って、補助事業者が補助金を適正かつ効率的に執行できるよう次のような支援及び事業管理を実施すること。

- ① 補助金交付申請書、事業計画書の受付、内容確認及び補正の助言
- ② 補助事業者の事業の遂行状況の確認及び助言
- ③ 補助事業実績報告書その他事業の成果に関する書類の受付、内容確認及び補正の助言
- ④ 補助事業に関する成果報告会の実施
- ⑤ ビジネスの対象となる産業分野に関する事業者や業界団体等との面談機会の提供、産業ニーズに関する情報の収集・分析、各種専門家による技術的な助言、テストフィールドの紹介など、ビジネスモデルのプロトタイプの開発・実証・効果検証に必要な支援
- ⑥ 資金調査やマネタイズの検討に向けた経営支援機関との面談機会の提供、

県内外の関連企業との連携促進など、ビジネスモデルのブラッシュアップに必要な支援

- ⑦ 新技術の取得や開発に向けた各種専門家の技術的な助言、機能や効果の検証に必要な実証活動を行うためのテストフィールドの紹介やテストベッド環境構築、実証結果の検証・フィードバックなど、技術の高度化・差別化を図るために必要な支援
- ⑧ 事業化に向けた製品・サービス・システムのブラッシュアップに係る技術的助言、テストマーケティングを行うため関係者間の調整対応、実証結果の検証など、補助事業者が実施する実証活動に関する必要な支援
- ⑨ 各種専門家の助言等によるプロモーション手法やユーザー発掘、金融機関や経営支援機関との面談機会の提供による収益モデルのブラッシュアップなど、ビジネスモデルの事業化のために必要な支援
- ⑩ 令和3年度～令和7年度までの補助事業者が開発したソフトウェア、サービス等及び同年度の補助事業者が構築したビジネスモデルの活用状況、展開状況、効果測定等に関する追跡調査の実施
- ⑪ 令和3年度～令和7年度まで補助事業者のうち、事業化に向けた意欲や可能性の高い事業者に対するブラッシュアップ及び事業化、技術高度化等を含む継続的なハンズオン支援
- ⑫ 実証活動を行うためのテストフィールドの紹介やテストベッド環境構築等に係る支援など、補助事業者の発掘に必要な環境整備
- ⑬ その他補助事業の管理のために必要な事項

(4) その他

本業務の趣旨・目的に沿って、成果目標の達成に必要な取組や前記(1)～(3)を補完する効果的・効率的な取組について予算の範囲内で提案すること。

5 委託業務の目標

- (1) 本委託業務における目標は、ビジネス構築ステージにおける新たなビジネスプランの構築等件数8件以上、技術高度化ステージにおける新たな技術の導入や商品・サービスの開発等件数8件以上とする。
- (2) 受託者においてはこの目標達成に向けて取り組むこと。

6 成果物について

- (1) 実施報告書の電子ファイル(PDF形式及びWord形式)を電子媒体で沖縄県に納品すること。
- (2) 沖縄県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
 - ① 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSVファイル(文字コード:UTF-8(BOM無し))も提出すること。(図・表等の集計前のデータを含む。)
 - ② PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加す

ること。

- ③ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

※成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。

※成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。

ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、提案者の費用をもって処理するものとする。

7 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○ 契約の主たる部分

- ・契約金額の 50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務
- ・その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせことのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○ 再委託により履行することのできる業務の範囲

- ・契約金額の 50%を超えない業務
- ・その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではな

い。

- その他、簡易な業務の範囲
 - ・資料の収集・整理
 - ・複写・印刷・製本
 - ・原稿・データの入力及び集計
 - ・その他、県が簡易と決定した業務

8 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては沖縄県と随時協議を行い、その指示に従うものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、沖縄県と協議するものとする。